

医療情報のバックアップおよびシェアードサービス利用約款

- 第1条 (本約款の適用)
本約款は、株式会社両備システムズ（以下、「当社」という。）が、医療ネットワーク岡山（以下、「晴れやかネット」という。）に参加する医療機関等（以下、「契約者」という。）に提供する「医療情報のバックアップおよびシェアードサービス」（以下、「本サービス」という。）に適用する。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関し、本約款の内容を十分に理解し、これに同意したうえで利用申込を行うものとし、契約者は本約款を誠実に遵守するものとする。
- 第2条 (本約款の変更)
当社は、当社所定の方法により相当の期間を定めて契約者に通知し、契約者の同意を得たうえで、別紙を含む本約款の内容を変更することができるものとする。ただし、変更の内容が契約者に不利益なものでない当社が合理的に判断した場合、変更内容を契約者に通知し、当該期間中に契約者から異議申し立てがされない場合に当該期間の満了をもって契約者による同意がなされたものとみなす。
- 2 変更後の約款は、前項の契約者の同意をもって効力を有するものとし、これをもって、本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款記載の内容が適用されるものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者は、当該期間内に利用契約の中途解約を申し入れ、利用契約を終了することができるものとする。この場合、当社は、当該中途解約により契約者に生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとする。
- 第3条 (対象サービス)
契約者は、当社が提供する次のサービスを利用できるものとする。
- (1)災害時サポートとしての医療情報の遠隔地保存
(2)参加機関間の医療情報共有サービス
- 第4条 (再委託の禁止)
当社は、本業務を第三者に再委託は行わない。ただし、あらかじめ契約者の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- 第5条 (医療情報の第三者提供禁止)
当社は、契約者の委託を受けて管理する一切の医療情報を、契約者の許可なく第三者に提供してはならない。
- 2 当社は、再委託先に対して、医療情報を第三者に提供させないよう当社と再委託先間にて取り決めるものとする。
- 第6条 (医療情報の保護)
当社は、当社のデータセンター以外の事業所内には、契約者の事前の許可を得た場合を除き、一切の医療情報を保管しないとともに本サービスにおいて知り得た契約者ならびに契約者の患者の機密情報について、他に漏らしたまたは目的外に使用してはならないものとする。
- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効とする。
- 3 当社は、当社の役員ならびに従業員と、個人情報の漏洩及び目的外利用を禁じた誓約書の提出を求めること（退職後においても有効である旨が記載されていること。）等により、個人情報保持等のための管理体制を整備する。
- 4 当社は、不正の利益を得る目的、もしくは契約者、当社または他医療機関に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を契約者に報告するものとする。
- 5 当社は、本サービスに係る全てのデータ及び資料（以下「データ等」という。）が、滅失または毀損（以下「滅失等」という。）することのないよう努めなければならない。なお、滅失等の事態が発生したときは、直ちに契約者に報告するものとする。
- 6 当社は、再委託先に対して、第1項から第4項までを遵守させるものとする。
- 7 当社は、再委託先と共同で、毎月、情報管理体制等の問題点を洗い出し、改善すべき事項があればその対策を再委託先と協議し翌月末までに契約者に報告するものとする。
- 第7条 (他医療機関の医療情報の保護)
契約者は、第3条の参加機関間の医療情報共有サービスを利用し、システムを介して他医療機関の医療情報を閲覧する場合は、他に漏らしたまたは目的外に使用してはならないものとする。
- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効とする。
- 第8条 (サービス利用料)
本サービスの利用料は、晴れやかネット会費に含まれるものとする。
- 第9条 (サービス利用期間)
本サービスの利用期間（以下「利用期間」という。）は、契約の日から平成34年3月31日までとする。ただし、協議に基づいて、利用期間を更新できるものとする。
- 第10条 (情報管理責任者、連絡窓口の設置)
当社は、情報管理責任者、および契約者との連絡窓口を設け、医療情報を適切に管理する。
- 2 情報管理責任者及び契約者との連絡窓口は、別に定め当社より契約者に通知する。
- 3 契約者は、システムの利用に関しては、予め、契約者の情報管理責任者並びに連絡責任者を定め、当社に通知するものとする。
- 第11条 (患者情報の削除)
第3条の災害時サポート利用に伴う医療情報の遠隔地保存利用を除き、患者から申し出があった場合には、契約者は当社に対して、該当する医療情報をシステム上から削除する指示を出し、当社はこれを実行するものとする。ただし、削除の手法については別途契約者当社協議の上、決定するものとする。
- 2 本契約の履行期間が終了したまたは本契約が解除された場合、当社は該当する医療情報をシステム上から削除するものとする。
- 第12条 (利用に関する問合せ)
契約者は、システムの利用にあたり、利用方法、障

害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、当社が作成した「医療情報のバックアップおよびシェアードサービス概要書」に定めた連絡体制に基づき対応するものとする。

第13条 (事故発生時の連絡)

契約者及び当社は、本サービスの遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生等を知った場合は、その事故の発生等の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を契約者に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を契約者に提出するものとする。

- 2 契約者及び当社は、前項で生じた原因を追究し再発防止策を検討の上、契約者に報告するものとする。
- 3 前各項については、責のある側が中心となって対応するものとし、その相手方は誠意をもって協力するものとする。

第14条 (事故発生時の善後策)

当社は、本サービスにおいて医療情報の安全性を侵害する事故が発生した場合は、契約者ならびに再委託先と協議のうえ、次に掲げる適切な対策を講じるものとする。

- (1) 事故拡大を防ぐための対策立案と実施
 - (2) ログ情報等の解析及び事故の原因解明
 - (3) 被害状況の調査
 - (4) 事故の対抗策立案と実施
 - (5) 復旧確認後の運用再開及び安全宣言の周知
 - (6) 再発防止策の検討及び実施
 - (7) 必要な情報について関係部署への連絡届出
- 2 契約者は、契約者の施設において医療情報の安全性を侵害する事故が発生した場合は、当社と協議のうえ、次に掲げる適切な対策を講じるものとする。なお、当社は、契約者から依頼があった場合は、協議に再委託先も参加させるものとする。
 - (1) システムの利用中止
 - (2) システムに登録されている患者への説明
 - (3) 当社が行う事故拡大を防ぐための対策立案への協力と実施
 - (4) 当社が行う被害状況調査への協力
 - (5) 当社が行う事故の対抗策立案への協力と実施
 - (6) 当社が行う再発防止策への協力と実施
 - (7) 必要な情報について関係部署への連絡届出
 - 3 前各項については、責のある側が中心となって対応するものとし、その相手方は誠意をもって協力するものとする。

第15条 (契約者による契約の解除)

契約者は、次の各号の一に該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 当社が契約の履行に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 当社が正当な理由がなく、契約に基づく契約者の検査、監督等の執行を妨げたとき。

(3) 当社が契約に違反し、相当の期間を定めた契約者の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき

(4) 当社が自己の都合により契約の解除を申し出たとき。

(5) 当社が故意または過失により契約者に重大な損害を与えたとき。

2 前項の場合、当社が損害を被ることがあっても、契約者はその責を負わない。

3 契約者は、第1項に基づき契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により当社に通知するものとする。

4 契約者は、第1項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは契約者当社協議のうえ、契約を解除することができる。

第16条 (当社による契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 契約者が本サービスに対し、当社が不利益を被る利用を行ったと認められ、かつ、当社が是正を求めたにもかかわらずその利用方法が改善されないとき。

(2) 契約者が本契約に定める条項に違反し、かつ、当社が相当な期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正がなされないとき。

2 当社は、前項により本契約が解除されたとき、これによって生じた自己の損害を契約者に請求することができる。

第17条 (損害賠償)

契約者及び当社が、本契約に定める条項のいずれかに関して免責範囲を超える違反をした場合、通常かつ直接の損害について損害賠償等の責を負うものとする。

2 前項の損害には、訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。

3 契約者または当社は故意または重過失により相手方に損害を与えた場合は、契約者当社協議の上、決定する。

第18条 (免責事項)

当社は、天変地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業、その他の労働争議、輸送機関の事故、犯罪行為、予測不可能な事故等の不可効力により当社の管理能力を超えた責務の遂行の不実行が生じた場合において損害賠償の責を負わないものとする。

2 第3条に基づき、契約者が他医療機関への閲覧を設定した場合、閲覧する医療機関による情報漏えい等の責を、当社は負わないものとする。

第19条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、岡山地方裁判所もしくは被告の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。